

さいたま市告示第 1 3 7 8 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 2 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 形質変更時要届出区域

別図のとおり（さいたま市北区植竹町一丁目 7 6 7 番 1 の一部及び 7 6 7 番 2 の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号。以下「規則」という。）第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物並びにふっ素及びその化合物

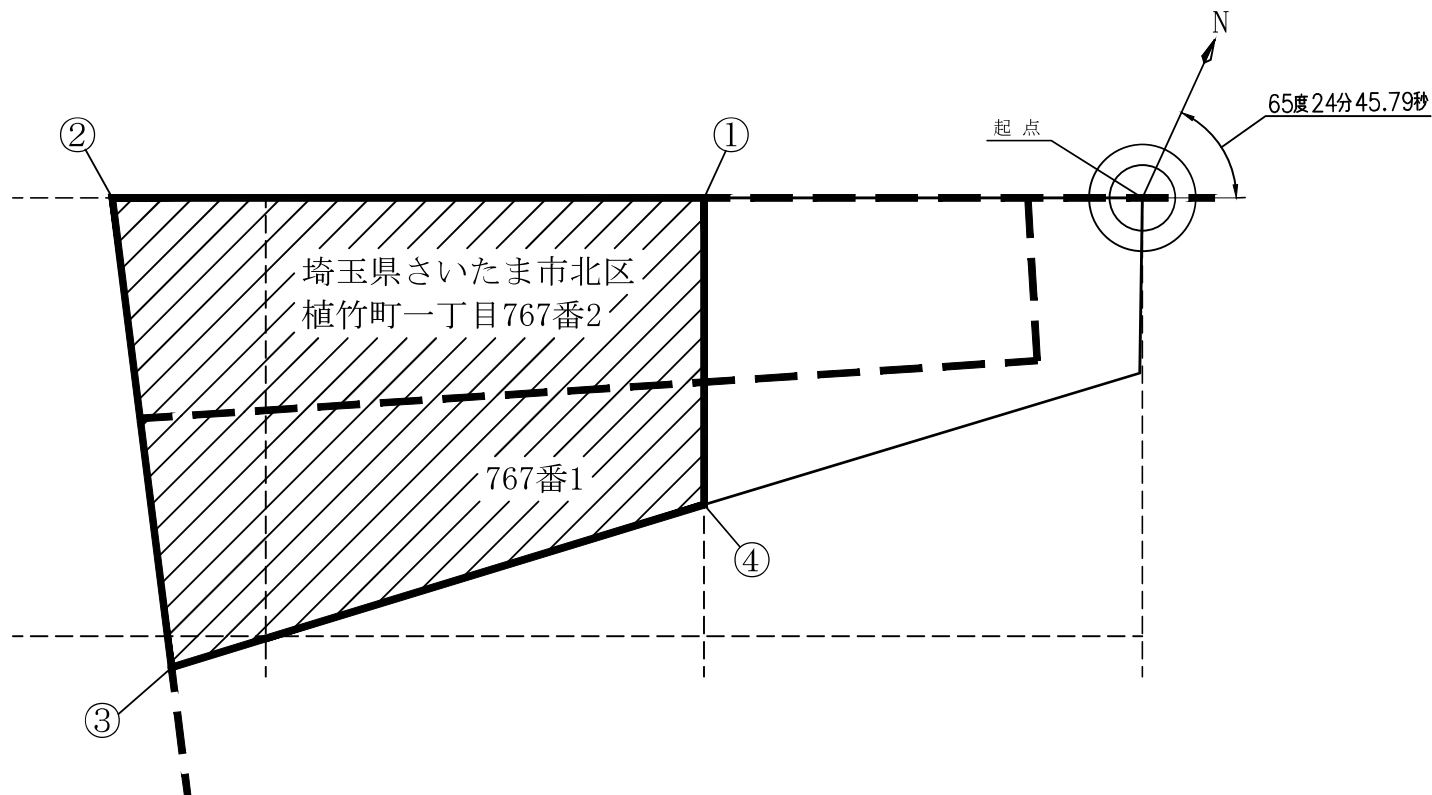
3 規則第 3 1 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、シアン化合物並びに鉛及びその化合物

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所環境局環境共生部環境対策課水質土壤係

(2) 電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 3 3 1



【凡例】

-  : 形質変更時要届出区域
-  : 調査対象地
-  : 敷地境界
-  : 単位区画
-  : 地番境界

【起点】

起点は、座標 (X=-7950.340、Y=19054.175) とする。
 ※起点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度 (65度24分45.79秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【座標】

地点	X	Y
起点	-7950.340	-19054.175
①	-7954.501	-19063.268
②	-7960.118	-19075.544
③	-7969.300	-19069.858
④	-7960.866	-19060.356